

亀山市告示第104号

亀山市地域まちづくり協議会条例（平成28年亀山市条例第5号）  
第7条第2項の規定により、地域まちづくり協議会の設立に係る届  
出事項の変更の届出があったので、同条第3項の規定により、次の  
とおり告示する。

令和2年5月19日

亀山市長 櫻井 義之

1 変更の届出があった地域まちづくり協議会の名称

井田川地区南まちづくり協議会

2 変更した事項

代表者の氏名

変更前 松上 博則

変更後 川戸 重秋

3 変更年月日

令和2年5月10日